



宮林署技師石山貫治外五名叙位の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十三年九月二十一日

内閣總理大臣芦田均



均

均

表

均
均

人 農位 第一五号 案起 昭和三十二年九月二十日 決議昭和三十三年九月三日 上奏昭和三十三年九月三日 公布昭和三十三年九月三日 施行昭和三十三年九月三日

内閣總理大臣

(Signature)

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

一松國務大臣

鈴木國務大臣

(Signature)

岡田國務大臣

(Signature)

野津國務大臣

水谷國務大臣

兼橋國務大臣

(Signature)

加藤國務大臣

船田國務大臣

森下國務大臣

竹田國務大臣

(Signature)

富吉國務大臣

(Signature)

菅米地國務大臣

北村國務大臣

(Signature)

水江國務大臣

(Signature)

叙從七位

(管林署技師) 石山貫治

昭和十九年八月十八日付
(專賣局技師) 大平茂雄

叙正七位

昭和十九年十月十七日付
(逓信院技師) 三池良親

叙從七位

昭和二十一年二月二十一日付
(逓信事務官) 最勝寺俊志

從七位に叙する

八月二十一日付

(同)

(望月) 元徳

正七位に叙する

八月二十八日付

(同)

(清野) 惣作

從七位に叙する

九月四日付

内閣

昭和十九年八月十日 内閣

（専攻高等技師）大平茂雄

叙正七位

昭和十九年八月十日付

（通信院技師）三池良范

六月四日付

叙従七位

叙又叙し除す昭和二十一年二月二十一日付

（逓信局技師）藤原謙

八月二十八日付

従七位に叙する

五又叙し除す

（逓信局技師）藤原謙

秘林第四五二號

叙従七位 昭和十九年八月十八日 叙高等官七等

管林署技師 石山貫治

右文武官叙位進階内則第二條に依り請議する

昭和廿三年九月十四日

農林大臣 永江一天



内閣總理大臣 芦田均 殿

追つて右は昭和十九年八月十八日戦死致したものであるから生前の日で叙位賜る様

御取計ひ願いたす



海軍省心算ノカニ

昭和三十二年八月十八日御決意ノカニ

内閣府大臣 田 中 均

昭和三十二年八月十四日

右文武官叙位進階内則第二條に依り請議する

昭和三十二年八月十八日



昭和三十二年八月十八日

叙正七位

昭和三十九年十月十七日 叙高等官六等

専賣局技師從七位大平茂雄

右文武官

叙位進階内則第二條に依り請議する

依り請議する

昭和二十三年九月

日

大藏大臣北村徳太郎



内閣総理大臣 芦田 均 殿

追々本人は昭和十九年十一月十七日戦死の由に於て、特に生前の日附に於て命令方願いたし。

昭和二十三年九月十五日

山岡 大平 文官

大平 文官

昭和二十三年九月十五日

大平 文官

大平 文官

大平 文官



證明書

元陸軍中尉 大平 茂雄

右は昭和十九年十一月十七日現官に進級戦死せる者なることを證す
本人は文官として従七位を有するを以て武官としての相當位はない

昭和二十三年九月十五日

引揚援護廳復員局庶務課長



昭和二十三年九月十五日

本人對文官の「了」終止並に前大の及「了」海軍の「了」の時普出の「了」
市別昭和二十三年十一月十日既官の職懸輝張の「了」普の「了」の「了」

元帥軍中樞 大平 遊 琳

通 照 書

内閣總理大臣 芦田 均 殿



官秘乙第一二七六号

昭和二十三年九月十三日

通信大臣 富吉 榮 二



内閣總理大臣 芦田 均 殿

請 議

官吏叙位に「了」

叙從七位

昭和二十一年三月二十一日
叙高等官七等

通信院技師

三池 良 親

右文武官叙位進階内則第二條に依て
請 議 する

追って同人は應召中の處昭和二十一年
二月二十一日シベリヤアルタイスカヤ收容所に
おいて戦病死したの下特に同日附下叙位
せられたるようお取計らい願いたい

「写」

公報

一世第一ノ一 第四一一号

死亡告知書

本籍 熊本縣上益城郡御船町大字邊田見五七四

陸軍上等兵 三 池 良 親

右昭和二十一年二月二十一日シベリヤアルタイスカヤ收容所に於
て戦病死せられましたので御通知致します

追而市区町村長に対する死亡報告は戸籍法第百十九條に依り官
に於て処理致します

發病年月日

死亡理由 同 歸 燕

昭和二十三年八月二十七日

熊本縣知事 櫻井三郎

留守担当者 父三池親雄殿



入通第... 号

官秘乙第一二四三号

昭和二十三年九月十四日

逋信大臣富吉 榮



内閣總理大臣 芦田 均殿

請 議

官吏叙位について

從七位に叙す 昭和二十三年八月二十一日 逋信事務官 最勝寺 俊志

右の者は 在職二十年以上 且り職務に精勵し成績顯著であつたが 病氣に罹り八月

二十一日死したるので特に生前の日附て頭書の
 とおり叙位されまますよる履歴書を添え
 請議する

府縣	鹿兒島縣	生年		明治三十一年九月二十四日	姓名	最勝寺 俊志	トシ ヌキ
		月	日				
大正	五	九	二〇	通信生養成所入學			九州 遞信局長
	六	四	二一	同所卒業			岩川郵便長
		五	一	通信事務員ヲ命ス			岩川郵便長
		七	一〇	通信事務員ヲ命ス			柳尾郵便長
	七	六	一六	通信事務員ヲ命ス			岩川郵便長
	八	一〇	二三	遞信局事務員ヲ命ス			熊本遞信局長
	一〇	一	一八	任遞信局書記補			遞信省
昭和	三	七	三	任遞信局書記補			遞信省
	一	九	三〇				遞信省
	一	三	二二				同

遞信省

昭和二三	一〇二			熊本遞信局臨時在勤ヲ命ス (郵政指導員トシテ從軍)	
	二七			北支那方面軍司令部附ヲ命ス	北支那方面軍司令部
	一三			特務部第一課ニ配屬ス	
	一四			遞省へ復歸ヲ命ス	同
	一〇			給六級俸	遞信省
	一四	依願免本官		熊本遞信局在勤ヲ命ス	同
	五	職員ヲ命ス		月俸八拾五圓給與	華北電信電話股份有限公司
	六一七	敘勳八等授瑞寶章 (勳記番號)			賞勳局
	一五			一〇五八二〇六)	同
	四二九	敘勳七等授瑞寶章		北京總局在勤ヲ命ス	華北電信電話股份有限公司
	九			經理部財産契約係長ヲ命ス	同
	一七				同
	四一	上職員ニ任ス			同

昭和一九	一一一			專業部調理 課契約係長ヲ命ス	華北電信電話股份有限公司
	一〇	副參事ニ任ス		徐州通信局管理課長ヲ命ス	同
	四			註 二十年八月十五日終戰會社ハ同年十月十一日中華民國交通部ニ接收セラレ同日限り解散	同
	二	事務員ヲ命ス		給料月百圓給與	熊本遞信局
	六			給二十三號俸	遞信省
	一	任遞信事務官		熊本遞信局在勤ヲ命ス	熊本遞信局
	七			給十七號俸	遞信省
	一			福岡出張所監理課調查係長ヲ命ス	熊本遞信局
	七			福岡出張所監理課業務係長兼務を命する同	同
	〇			十九號俸を給する (特別昇給)	同

遞省官制施行並官吏俸給令改正

遞信省

昭和二二一〇三一
二三一

福岡出張所監理課業務係長を免する
九級七號俸を給する

熊本逓信局
逓信省

逓信大臣第一二四一

官秘乙第一二四一号

昭和二十三年九月十五日

逓信大臣 富吉 崇



内閣総理大臣 芦田 均 殿

請 議

官吏叙位について

正七位に叙す、
昭和二十三年八月二十八日 逓信事務官 從七位 二級に陞叙す
望月 元 徳

右の者は在職二十二年以上に亘り職務に
精勵し勤勞多く成績顯著であつたが

昭和一九	三三三	給二級俸	運輸通信省
〇〇	三三三	給一級俸	同
一一	五一九	官制改正 (遞信院トナル)	
一一	四一	官制改正並ニ官吏俸給令改正	
		遞信事務官 (三級官) トナル	
	七	遞信省官制施行並ニ	
		官吏俸給令改正	
		給二十號俸	遞信省
二二	九三〇	二十一號俸を給する	同
二三	八	八級特に四千三百圓を給する (法四六號) 同	同
三三	一	八級特に四千四百圓を給する	同
	三三三		
	ハシト		
	ニ級に改定		
	兵士		

大正一五	六三〇	給月俸六拾三圓	遞信省
	一二二〇	給月俸六拾四圓	同
昭和二	九三〇	給月俸六拾六圓	同
三	九三〇	給月俸六拾八圓	同
四	四一五	給月俸六拾八圓	同
		任 通信書記	
		東京中央電信局在勤ヲ命ス	同
	一二二六	給月俸七拾壹圓	同
六	九三〇	給六級俸	同
一〇	九三〇	給五級俸	同
一一	二一四	東京中央電信局第一内信課主事ヲ命ス	東京遞信局
一四	六三〇	給四級俸	遞信省
一六	六三〇	給三級俸	同
		給勳八等授瑞壽章	賞勳局
		運輸通信省官制施行	
一八	一八		
一二	二八	給從七位	官内省

遞信省

官秘乙第一二一七号

昭和二十三年九月十三日

逋信大臣富吉 榮



内閣總理大臣 芦田 均 殿

請 議

官吏叙位について

從七位に叙す

昭和二十三年九月四日
二級に陞叙す

逋信事務官

清野

惣作

右の者は在職十年以上に亘り職務に精勵し勤勞多く成績顯著であつたが九月四日

逋信省

死してたのて特に同日附で叙位せらるるよう
履歴書を添え請議する

府縣	大正	昭和	月	日生	姓名	職名	備考	職名	備考
	一五		七	三	明治四十二年七月二十四日	仙台遞信講習所普通科入所		清野惣	仙台遞信局
	一五		七	五		通信事務員ヲ命ス	但シ月給貳拾七圓給與	中里	中里郵便局
	一三		九	一四		通信事務員ヲ命ス	弘前郵便局へ出向ヲ命ス	同	同
	一三		三	三		任通信書記補	日給金八拾五錢給與	弘前	弘前郵便局
	一九		七	七		任通信書記	給月俸四拾四圓	遞信省	遞信省
	一九		七	七		任通信書記	給六級俸	運輸	運輸通信省
	一九		二	九		兼任遞信局書記	弘前郵便局在勤ヲ命ス	同	同
	一九		二	九		兼任遞信局書記	仙臺遞信局在勤ヲ命ス	同	同
	二〇		九	三〇			業務部勤務ヲ命ス	仙台	仙台遞信局
	二〇						給五級俸		

遞信省

文部教官 穎原退藏 外一名 叙位の件
右 謹んで 裁可を 仰ぐ

昭和二十三年九月二十四日

内閣総理大臣 芦田 均



文

昭和二一 四一

七一

八二八

九三〇

逓信事務官 (三級) ニ任シ二十六號俸ヲ

給セラル

給十三號俸

仙臺逓信局兼勤ヲ免ス

十五號俸を給ス

逓信省